

九 労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）

改正案

現行

<p>（会員等以外の者からの監事の選任を要しない労働金庫の範囲）          第一条の四 法第三十二条第四項に規定する政令で定める規模に達しない労働金庫は、その事業年度の開始の時にける預金及び定期積金の総額（以下この条及び第一条の七において「預金等総額」という。）が五十億円に達しない労働金庫とする。</p>	<p>（会員等以外の者からの監事の選任を要しない労働金庫の範囲）          第一条の四 法第三十二条第四項第一号に規定する政令で定める規模に達しない労働金庫は、その事業年度の開始の時にける預金及び定期積金の総額（以下この条及び第一条の七において「預金等総額」という。）が五十億円に達しない労働金庫とする。</p>
<p>2 法第三十二条第四項に規定する政令で定める割合は、百分の十とする。この場合において、当該割合の算定においては、同項に規定する総額及び合計額は、それぞれ労働金庫の事業年度の開始の時にける総額及び合計額とする。</p>	<p>2 法第三十二条第四項第一号に規定する政令で定める割合は、百分の十とする。この場合において、当該割合の算定においては、同号に規定する総額及び合計額は、それぞれ労働金庫の事業年度の開始の時にける総額及び合計額とする。</p>
<p>3 労働金庫の事業年度の開始の時にける預金等総額又は法第三十二条第四項に規定する員外預金比率（以下この条及び第一条の七において「員外預金比率」という。）が新たに五十億円未満又は百分の十未満となつた場合（当該事業年度の直前の事業年度の開始の時にける預金等総額及び員外預金比率が五十億円以上かつ百分の十以上である場合に限る。）においては、当該事業年度の終了後最初に招集される通常総会の終結の時までは、当該労働金庫は、同項に規定する金庫に該当するものとみなす。</p>	<p>3 労働金庫の事業年度の開始の時にける預金等総額又は法第三十二条第四項第一号に規定する員外預金比率（以下この条及び第一条の七において「員外預金比率」という。）が新たに五十億円未満又は百分の十未満となつた場合（当該事業年度の直前の事業年度の開始の時にける預金等総額及び員外預金比率が五十億円以上かつ百分の十以上である場合に限る。）においては、当該事業年度の終了後最初に招集される通常総会の終結の時までは、当該労働金庫は、同号に掲げる労働金庫に該当するものとみなす。</p>
<p>4 労働金庫の事業年度の開始の時にける預金等総額及び員外預金比率が新たに五十億円以上かつ百分の十以上となつた場合（転換）</p>	<p>4 労働金庫の事業年度の開始の時にける預金等総額及び員外預金比率が新たに五十億円以上かつ百分の十以上となつた場合（転換）</p>

金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第二条第四項に規定する転換をいう。第一条の七において同じ。

（後の労働金庫又は合併により設立された労働金庫に係る当該転換の日の翌日又は当該合併による設立の日の属する事業年度については、当該事業年度の開始の時ににおける預金等総額及び員外預金比率が五十億円以上かつ百分の十以上である場合）においては、当該事業年度の開始後最初に招集される通常総会の終結の時までは、当該労働金庫は、法第三十二条第四項に規定する金庫に該当しないものとみなす。ただし、当該労働金庫について前項の規定の適用がある場合には、この限りでない。

（信託に係る事務に関する業務等に関する法令の適用）

第三条の二 法第五十八条第七項第四号及び第五十八条の二第三項第四号に掲げる業務に関しては、信託業法（平成十六年法律第五百五十四号）第五十条の二の規定の適用については、金庫を同条第一項の規定により登録を受けることができる会社とみなす。この場合において、同条第十二項の規定により適用する同法第十一条第一項中、「本店」とあるのは、「主たる事務所」と、同法第五十条の二第十二項の規定により適用する同法第三十四条第三項中、「営業所」とあるのは、「事務所」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法第五十条の二の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第二条第四項に規定する転換をいう。第一条の七において同じ。

（後の労働金庫又は合併により設立された労働金庫に係る当該転換の日の翌日又は当該合併による設立の日の属する事業年度については、当該事業年度の開始の時ににおける預金等総額及び員外預金比率が五十億円以上かつ百分の十以上である場合）においては、当該事業年度の開始後最初に招集される通常総会の終結の時までは、当該労働金庫は、法第三十二条第四項第一号に掲げる労働金庫に該当しないものとみなす。ただし、当該労働金庫について前項の規定の適用がある場合には、この限りでない。

（信託に係る事務に関する業務等に関する法令の適用）

第三条の二 法第五十八条第七項第四号及び第五十八条の二第三項第四号に掲げる業務に関しては、信託業法（平成十六年法律第五百五十四号）第五十条の二の規定の適用については、金庫を同条第一項の規定により登録を受けることができる会社とみなす。この場合において、同条第十二項の規定により適用する同法第十一条第一項中、「本店」とあるのは、「主たる事務所」と、同法第五十条の二第十二項の規定により適用する同法第三十四条第三項中、「営業所」とあるのは、「事務所」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法第五十条の二の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

第五十条の二第三項 第一号	第五十条の二第三項 第一号	読み替える信託業法の規定	読み替えられる字句
第五十条の二第六項 第二号	第五十条の二第三項 第二号	読み替える信託業法の規定	読み替えられる字句
第五十条の二第三項 第七号	第五十条の二第三項 第七号	読み替える信託業法の規定	読み替えられる字句
資本金の額	資本金の額	読み替えられる字句	読み替えられる字句
出資の総額	出資の総額	読み替えられる字句	読み替えられる字句
営業所	営業所	読み替えられる信託業法の規定	読み替えられる字句
事務所	事務所	読み替えられる信託業法の規定	読み替えられる字句
取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役及び執行役、持分会社にあつては業務を執行する社員）	取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役及び執行役、持分会社にあつては業務を執行する社員）	読み替えられる信託業法の規定	読み替えられる字句

第五十条の二第三項 第一号	第五十条の二第三項 第一号	読み替える信託業法の規定	読み替えられる字句
第五十条の二第六項 第二号	第五十条の二第三項 第二号	読み替える信託業法の規定	読み替えられる字句
第五十条の二第三項 第七号	第五十条の二第三項 第七号	読み替える信託業法の規定	読み替えられる字句
資本金の額	資本金の額	読み替えられる信託業法の規定	読み替えられる字句
出資の総額	出資の総額	読み替えられる信託業法の規定	読み替えられる字句
営業所	営業所	読み替える信託業法の規定	読み替えられる字句
事務所	事務所	読み替える信託業法の規定	読み替えられる字句
取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては取締役及び執行役、持分会社にあつては業務を執行する社員）	取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては取締役及び執行役、持分会社にあつては業務を執行する社員）	読み替える信託業法の規定	読み替えられる字句

第五十条の二第六項 第八号	取締役若しくは執行 役、会計参与又は監 査役	行つすべての営業所	行つすべての事務 所	第五十条の二第十二 項の表第四十一条第 二項第二号の項		若しくは監査役又は 業務を執行する社員	又は監査役	取締役若しくは執 行役又は監査役	行つすべての営業所	行つすべての事務 所	これらの業務	第五十条の二第十二 項の表第四十二条第 一項の項
				取締役若しくは執行 役、会計参与又は監 査役	取締役若しくは執行 役又は監査役							

第五十条の二第六項 第八号	取締役若しくは執行 役、会計参与又は監 査役	行つすべての営業所	行つすべての事務 所	第五十条の二第十二 項の表第四十一条第 二項第二号の項		若しくは監査役又は 業務を執行する社員	又は監査役	取締役若しくは執 行役又は監査役	行つすべての営業所	行つすべての事務 所	これらの業務	第五十条の二第十二 項の表第四十二条第 一項の項
				取締役若しくは執行 役、会計参与又は監 査役	取締役若しくは執行 役又は監査役							

第五十条の二十二 項の表第四十五条第 二項の項	これらの事務		業所若しくは事務 所に立ち入らせ、 これらの業務
	若しくは監査役又は 業務を執行する社員	又は監査役	
	若しくは監査役又は 業務を執行する社員	取締役若しくは執 行役、会計参与又 は監査役	業所若しくは事務 所に立ち入らせ、 これらの業務

2 法第五十八条の二第三項第五号及び第六号に掲げる業務に関して  
は、地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第三十  
三条第一項第十一号その他の法令の規定で、社債等（地方債又は社  
債その他の債券をいう。以下この項において同じ。）の募集若しく  
は管理の委託に係るもの又は社債等の発行その他の社債等に関する  
事務の委託に係るものの適用については、労働金庫連合会をこれら  
の委託を受けることができる会社又は銀行とみなす。

3 法第五十八条の二第三項第五号及び第六号に掲げる業務に関して

第五十条の二十二 項の表第四十五条第 二項の項	これらの事務		業所若しくは事務 所に立ち入らせ、 これらの業務
	若しくは監査役又は 業務を執行する社員	又は監査役	
	若しくは監査役又は 業務を執行する社員	取締役若しくは執 行役、会計参与又 は監査役	業所若しくは事務 所に立ち入らせ、 これらの業務

2 法第五十八条の二第三項第五号及び第六号に掲げる業務に関して  
は、地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第三十  
三条第一項第十一号その他の法令の規定で、社債等（地方債又は社  
債その他の債券をいう。以下この項において同じ。）の募集若しく  
は管理の委託に係るもの又は社債等の発行その他の社債等に関する  
事務の委託に係るものの適用については、労働金庫連合会をこれら  
の委託を受けることができる会社又は銀行とみなす。

3 法第五十八条の二第三項第五号及び第六号に掲げる業務に関して

は、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の規定（他の法令において準用する場合を含む。）の適用については、労働金庫連合会を同法第三条の規定により担保付社債に関する信託事業の免許を受けることができる会社とみなす。

（清算人等について準用する会社法の読替え）

第四条の三 法第六十八条の規定において金庫の清算人については会社法の規定を準用する場合には、同法の規定中「株式会社」とあり、及び「監査役設置会社」とあるのは、「清算金庫」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百五十七条第一項	株主（監査役設置会社にあつては、監査役）	監事
第三百六十条第一項	株式を有する株主	会員である者
第三百八十六条第二	第三百四十九条第四	信用金庫法第三十

は、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の規定（他の法令において準用する場合を含む。）の適用については、労働金庫連合会を同法第三条の規定により担保付社債に関する信託事業の免許を受けることができる会社とみなす。

（清算人について準用する会社法の読替え）

第四条の三 法第六十八条の規定において金庫の清算人については会社法の規定を準用する場合には、同法の規定中「株式会社」とあり、及び「監査役設置会社」とあるのは、「清算金庫」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百五十七条第一項	株主（監査役設置会社にあつては、監査役）	監事
第三百六十条第一項	株式を有する株主	会員である者
第三百八十六条第二	第三百四十九条第四	労働金庫法第三十

項	項	項
第四百三十条（見出しを含む。）	役員等	清算人又は監事
		五条の九第一項

2 | 法第六十八条の規定において金庫の清算人の責任を追及する訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百四十八条	株式会社又は株式交換等完全子会社（以下この節において「株式会社等」という。）	清算金庫
第八百四十九条第一項	株式会社等	清算金庫
第八百四十九条第三項	株式会社等、株式交換等完全親会社又は	清算金庫が、

項	項	項
第四百三十条（見出しを含む。）	役員等	清算人又は監事
		七条の七第一項

（新設）

（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）

<p>第八百四十九条第四項及び第五項、第八百五十条第一項から第三項まで、第八百五十二条第一項及び第二項並びに第八百五十三条第一項（第二号及び第三号を除く。）</p>	
<p>株式会社等</p>	<p>最終完全親会社等が、当該株式会社等、当該株式交換等完全親会社の株式交換等完全子会社又は当該最終完全親会社等の完全子会社等である株式会社の</p>
<p>清算金庫</p>	
<p>(新設)</p>	
<p>(新設)</p>	
<p>(新設)</p>	